*子供*

４

＊手当

＊子育て支援

＊健全育成

＊仕事と子育て

＊健康

＊里親等

＊施設

児童虐待の実態

◆　東京都内の虐待に関する相談件数

　平成16年の児童福祉法と児童虐待防止法の改正により、区市町村が児童虐待の通告の第一義的窓口となりました。

◆　東京都虐待者の内訳（平成30年度速報値）　◆　区市町村虐待者の内訳　（平成30年度）

◆　虐待の種類

・身体的虐待一叩く、殴る、るなどの暴力、外にしめだすなど

・性的虐待一性的行為の強要、性器や性交を見せる、ポルノグラフィの被写体にするなど

・ネグレク卜一家に閉じこめる、食事を与えない、ひどく不潔にする、自動車の中に放置する、同居人による虐待を放置するなど

・心理的虐待一言葉による脅し、無視、兄弟間の差別扱い、子供の前でDVを行うなど

手当

　児童に関する手当としては、児童手当（国）、児童育成手当（都・市町村）、児童扶養手当（国）、特別児童扶養手当（国）、障害児福祉手当（国）、重度心身障害者手当（都）がある。児童育成手当の中には、育成手当・障害手当の２種類の手当がある。なお、区においては、児童育成手当と同種の手当制度を実施している。

　児童手当(国)は中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）まで、児童扶養手当（156㌻）と児童育成手当の中の育成手当（157㌻）は父又は母と生計を同じくしていない家庭を対象としている。

　心身障害児のいる家庭に対する手当には、特別児童扶養手当（99㌻）及び児童育成手当の中の障害手当（100㌻）がある。更に重い障害がある児童に対しては、障害児福祉手当（100㌻）と重度心身障害者手当（101㌻）が設けられている。

　これらの手当は、いずれも保護者などの所得による支給制限があり、また、手当によっては施設に入所しているときは支給されないものもある。また、各手当相互間の併給制限はない。

❖ 児童手当

支給対象　日本国内に住所があり、中学校修了前（15歳到達後最初の年度末）までの児童を養育している人に支給

手当額　該当児童１人につき次の額

（一般受給者）

①所得制限限度額未満の者

　・３歳未満：月額15,000円

　・３歳以上小学校修了前（第１子、第２子）

　　：月額10,000円

　・３歳以上小学校修了前（第３子以降）

　　：月額15,000円

　・小学校修了後中学校修了前

　　：月額10,000円

②所得制限限度額以上の者（特例給付）

　・０歳から中学生：月額5,000円

（施設等受給者）

　・３歳未満：月額15,000円

　・３歳以上小学校修了前：月額10,000円

　・中学生：月額10,000円

所得制限　別表（281㌻）

支給方法　申請のあった翌月から、６月・10月・２月に、その前月までの分を金融機関の本人口座に振り込む。

申　　請　区市町村、公務員の場合は勤務先へ。

根拠法令等　児童手当法

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4123(直通)、32-771(内線)

FAX 5388-1406

子育て支援

　子育て家庭からの相談や、相談に応じた支援サービスの提供・調整、地域での子育てサークルの支援や組織化などを行う、地域での子育て家庭支援の核である「子供家庭支援センター」事業や、生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」、保育所、児童館などの機能を活用して、子育て相談や啓発活動などを行う「子育てひろば」事業がある。

　また、緊急・一時的に児童の預かりを行う「ショートステイ・トワイライトステイ事業」や子育て親子が安心して外出できる環境整備を行う「赤ちゃん・ふらっと事業」などがある。

❖ 子供家庭支援センター

　子供と家庭の総合的支援機関として、下記

の事業を行い、地域の子供と家庭に関する支

援ネットワークを構築する。

事業内容

①子供家庭総合ケースマネジメント事業

・子供と家庭に関する様々な相談

・ショートステイ、トワイライトステイ、一時預かりなど「子供家庭在宅サービス」の提供・調整

②地域組織化事業（子育てサークル、ボランティアの育成）

③要支援家庭サポート事業

・虐待家庭等に対する見守りサポート

・養育支援訪問事業

④在宅サービス基盤整備事業

・子供家庭在宅サービス事業の担い手となる養育家庭の普及等の活動

⑤専門性強化事業

Ⅰ虐待対応の強化

Ⅱ心理的ケアへの取組

　町村部においては、小規模型の実施が可能

（実施事業は①及び②）

　現在は60区市町村で事業を実施（平成31年

４月１日現在）

所 在 地　308㌻参照

根拠法令等　子供家庭支援センター事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-662(内線)

FAX 5388-1406

❖ 子供が輝く東京・応援事業

　社会全体で子育てを支えるため、都の出えん等による基金を活用し、結婚、子育て、学び、就労までのライフステージに応じた取組を行う事業者に対し、助成金を交付する。

助成対象事業　各ライフステージに応じた取組　①地域の資源等を活用した結婚支援　②妊娠、出産、育児期における親や子供に対する支援　③多世代交流や地域との連携等による子育て支援　④病気や障害等を抱える子供への支援　⑤社会的養護に係る取組　⑥学齢期の子供に対する各種支援　⑦若者が社会的に自立した生活を営むための支援

助成対象者　都内に本社又は事務所を有する法人

根拠法令等　子供が輝く東京・応援事業実施要綱等

問合せ　（公財）東京都福祉保健財団

☎3344-8535

担当課　福祉保健局総務部企画政策課

 ☎5320-4202(直通)、32-202(内線)

 FAX 5388-1401

❖ 乳児家庭全戸訪問事業
（こんにちは赤ちゃん事業）

　生後４か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児についての相談に応じ、助言その他の援助等を行うことにより、地域の中で子供が健やかに育成できる環境整備を図る。

事業内容　①育児に関する不安や悩みの傾聴、相談　②子育て支援に関する情報提供　③乳児及びその保護者の心身の様子及び養育環境の把握　④支援が必要な家庭に対する提供サービスの検討、関係機関との連絡調整

根拠法令等　児童福祉法ほか

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-665(内線)

❖ 子育てひろば事業
（地域子育て支援拠点事業）

　身近な地域の子育て家庭の支援を行うため、おおむね０歳から３歳までの乳幼児とその保護者が一緒に遊んで過ごせる場を提供しながら、子育て相談や子育てサークルの支援等を行う。

事業内容　①子育て親子の交流の場の提供と交流の促進　②子育て等に関する相談及び援助　③地域の子育て関連情報の提供　④子育て及び子育て支援に関する講習等の実施

根拠法令等　児童福祉法ほか

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-666(内線)

❖ 子育て短期支援事業

事業内容　①保護者が疾病等の理由により児童の養育が一時的に困難となった場合や経済的な理由により緊急・一時的に母子を保護することが必要な場合等に、児童養護施設、母子生活支援施設、乳児院、保育所等において、 14日間以内で預かる「ショートステイ」　②保護者が仕事等の理由により平日の夜間又は休日に不在となり家庭において児童を養育することが困難な場合等に、上記の児童福祉施設等において預かる「トワイライトステイ」

費　　用　区市町村長等が定める額

申 込 み　子供家庭支援センター・区市町村・福祉事務所

根拠法令等　児童福祉法ほか

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-666(内線)

❖ 一時預かり事業

　保護者の傷病等に伴い、緊急・一時的な保育を必要とするとき、また、保護者の育児に伴う心理的・肉体的負担を軽減するため、保育所等において児童を一時的に預かる。

対象児童　就学前児童

費　　用　実施施設により異なる。

問 合 せ　実施施設又は区市町村

根拠法令等　児童福祉法ほか

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

 ☎5320-4129(直通)、32-795(内線)

FAX 5388-1406

❖ 赤ちゃん・ふらっと事業

　保育所、児童館、公民館、図書館、その他不特定多数の者が利用する施設等において、授乳やおむつ替え、休憩のための施設設備（以下「赤ちゃん・ふらっと」という。）を設けることにより、乳幼児を持つ親が安心して外出を楽しめる環境を整備することを目的とする。

実施主体　都内に「赤ちゃん・ふらっと」を設置する者（行政、民間を問わない。）

事業内容　一定の設備要件を満たす「赤ちゃん・ふらっと」を設置し、運営管理を行うとともに都が交付する適合証（赤ちゃん・ふらっとマーク）を表示し、都民にその所在等を広く周知する事業

整 備 数　1,515施設（平成31年４月23日現在）

内　　訳　区部926施設、市町村部589施設

　届出施設の詳細については、ホームページにて公表している（随時更新）。

根拠法令等　乳幼児を持つ親が安心して外出できる環境の整備事業（赤ちゃん・ふらっと事業）実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-665(内線)

FAX 5388-1406

❖ 利用者支援事業

　子供又はその保護者等の身近な場所で、教育・保育・保健その他の子育て支援の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行う。

実施主体　区市町村

根拠法令等　利用者支援事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部計画課

 ☎5320-4115(直通)、32-741(内線)

FAX 5388-1406

❖ 子育て応援とうきょう
パスポート事業

　社会全体で子育て家庭を応援する機運を醸成するという本事業の趣旨に賛同する企業や店舗等が、善意により18歳未満の子供や妊娠中の方がいる世帯に、商品の割引や粉ミルクのお湯の提供など、様々なサービスを提供する。サービスを利用する際に必要となるパスポートは、サイトやアプリから取得できるほか、都内区市町村庁舎等で配布している。

対象世帯　都内在住の、18歳未満の子供がいる、又は妊娠中の方がいる世帯

協賛店数　4,397店（令和元年５月７日時点）

ホームページ

子育て応援とうきょうパスポート運営サイト

https://kosodate.pass.metro.tokyo.jp/

根拠法令等　子育て応援とうきょうパスポート事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部計画課

 ☎5320-4115(直通)、32-741(内線)

FAX 5388-1406

❖ とうきょう子供・子育て
施設情報ポータル「こぽる」

　都内の保育所や幼稚園などを探せるポータルサイト

　出産を控えた方、就学前のお子様がいる方などが、パソコンやスマートフォンで、ご自宅や最寄駅を中心に地図上で施設を検索し、情報を閲覧することができる。

掲載施設

①認可保育所等

　認可保育所、小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

②幼稚園等

　認定こども園、幼稚園、TOKYO子育て応援幼稚園

③認可保育所等以外の施設

　認証保育所、認可外保育施設

※所在地、電話番号や開所時間のほか、教育・保育等の内容に関する事項等を掲載している。

ホームページ

https://www.kopol.metro.tokyo.jp

根拠法令等　子ども・子育て支援法第58条

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-7775(直通)、32-751(内線)

 FAX 5388-1406

健全育成

　児童の健全育成を図るため、児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し情操を豊かにすることを目的とする児童遊園、児童館などの児童厚生施設が設けられている。児童遊園は屋外の施設で、広場、遊具その他の設備が設けられている。児童館は地域の児童に健全な遊びを与えるとともに、児童のための地域組織活動を育成助長し、児童の健全な育成を図る施設である。

❖ 児童館

事業内容　集会室、遊戯室、図書室などの設置と利用。健全な遊びの提供と子供会などの活動援助

実施主体　区市町村

586か所で実施（平成31年４月１日現在）

根拠法令等　児童福祉法

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4371(直通)、32-668(内線)

仕事と子育て

　保護者が児童（０歳から小学校就学前まで）の世話をすることができない事情にあるとき、保護者に代わって保育する施設として保育所（認可保育所）がある。

　また、認可外の保育施設で都の認証を受けた認証保育所や一定の資格を備えている家庭的保育者に対して、経費の助成が行われている。

　さらに、学齢児で放課後帰宅しても労働等により保護者が不在の児童の健全育成のために、学童クラブが設けられている。

❖ 保育所（認可保育所）

　保育を必要とする乳児・幼児を日々保護者の下から通わせて保育を行うことを目的とする施設

開所時間　原則として11時間。なお、保護者の労働時間、通勤事情などを考慮して時間を延長する延長保育もある。

費　　用　家計に与える影響を考慮して区市町村の長が定めた額

入所相談　区市の福祉事務所(保育担当課の場合もある。）・町村役場へ。

定 員 等　平成30年４月現在　公立：880か所、定員92,231人　私立：1,931か所、定員174,242人

　なお、入所できる児童の年齢は、保育所により異なる。

根拠法令等　児童福祉法

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4128(直通)、32-781(内線)

FAX 5388-1406

❖ 認証保育所

　大都市の特性に着目した東京都独自の認証基準を満たし、都が認証した認可外保育施設。Ａ型とＢ型の２種類がある。都及び区市町村は、運営費補助と開設準備費等補助を行っている。

定　　員　Ａ型　20人から120人まで

　　　　　Ｂ型　６人から29人まで

補助対象児童

Ａ型　区市町村が必要と認める０歳から小学校就学前までの都内在住の児童

Ｂ型　区市町村が必要と認める０歳から２歳までの都内在住の児童

開所時間　13時間以上を基本とする。

費　　用　認証保育所と利用者の契約による。

問合せ　各認証保育所へ（認証保育所一覧はホームページに掲載）。

http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/kodomo/hoiku/ninsyo/ichiran.html

根拠法令等　東京都認証保育所事業実施要綱、東京都認証保育所事業実施細目

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4212(直通)、32-786(内線)

FAX 5388-1406

❖ 認定こども園

　認定こども園制度とは、①就学前の子供を、保護者の就労の有無にかかわらず受け入れ、幼児教育・保育を一体的に提供する機能、②地域における子育て支援を行う機能を備え、都の認定又は認可を受けた施設

　学校及び児童福祉施設の位置付けを持ち、単一の認可施設となった幼保連携型と、認定こども園を構成する施設により、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の３類型に分かれる。

対象児童　就学前の児童

費　　用　区市町村の長が定めた金額

問合せ　各認定こども園又は区市町村（認定こども園一覧はホームページに掲載）

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ kodomo/hoiku/n\_kodomoen/shisetsu ichiran.html

根拠法令等　就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4250(直通)、32-784(内線)

FAX 5388-1406

❖ 家庭的保育事業

対象児童　区市町村が保育を必要と認めた乳幼児

保 育 者　区市町村長が認定した家庭的保育者（資格要件あり）

保育場所　家庭的保育者の自宅又は区市町村が認めた場所

保育時間　１日８時間を原則とし、区市町村長又は事業者が定める。

費　　用　区市町村長が定める。

問 合 せ　区市町村

根拠法令等　児童福祉法、子ども・子育て支援法等、家庭的保育事業等実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4131(直通)、32-755(内線)

FAX 5388-1406

❖ 小規模保育事業

実施主体　区市町村（区市町村が実施する施設及び区市町村が補助を行う施設）

定　　員　６人から19人まで

対象児童　０歳児から２歳児まで

基　　準　区市町村が規定

問 合 せ　区市町村

根拠法令等　児童福祉法、子ども・子育て支援法等

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-7775(直通)、32-751(内線)

FAX 5388-1406

❖ 居宅訪問型保育事業

　保育を必要とする乳幼児の居宅において、家庭的保育者による保育を行う。区市町村長の認可を受けた居宅訪問型保育事業は、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となる。対象児童　０歳児から２歳児まで

問 合 せ　区市町村

根拠法令等　児童福祉法、子ども・子育て支援法

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

 ☎5320-4131(直通)、32-755(内線)

FAX 5388-1406

❖ 事業所内保育事業

　従業員の子供のほか地域の子供を一定割合以上受け入れ区市町村長の認可を受けた事業所内保育事業は、子ども・子育て支援新制度の給付の対象となる。

対象児童　０歳児から２歳児まで

問 合 せ　区市町村

根拠法令等　児童福祉法、子ども・子育て支援法

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

 ☎5320-4131(直通)、32-799(内線)

FAX 5388-1406

❖ 病児保育事業

　病中又は病気の回復期にあることから集団保育が困難であって、保護者が勤務等の理由により家庭で保育できない児童に対し、保育所・医療機関等に付設された専用スペース等において保育及び看護ケアを行う。

対象児童　乳児・幼児又は小学校に就学している児童

利 用 料　各区市町が定める額

問 合 せ　実施施設又は区市町村

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4129(直通)、32-795(内線)

FAX 5388-1406

❖ 定期利用保育事業

　パートタイム勤務や育児短時間勤務等、保護者の就労形態の多様化に対応し、保育所等において児童を一定程度継続的に保育する。

対象児童　就学前児童。ただし、同居親族等が対象児童を保育できる場合を除く。

費　　用　実施施設により異なる。

問 合 せ　実施施設又は区市町村

根拠法令等　一時預かり事業・定期利用保育事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4129(直通)、32-795(内線)

FAX 5388-1406

❖ 送迎保育ステーション事業

　自宅から遠距離にある保育所等でも通所を可能にするため、保護者にとって利便性のよい場所に送迎ステーションを設置し、バス等により児童を送迎する取組を行う。

実施主体　区市町村

費　　用　実施施設により異なる。

問 合 せ　区市町村

担当課　福祉保健局少子社会対策部保育支援課

☎5320-4129(直通)、32-759(内線)

FAX 5388-1406

❖ 学童クラブ

対象児童　保護者が労働等により昼間家庭にいない、小学校に就学している児童

開所時間　下校時からおおむね18時まで

　なお、都型学童クラブ事業等により、19時以降まで開所する学童クラブもあり

利用相談　区市町村

設置場所　児童館、学校、公民館などに設置

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4371(直通)、32-664(内線)

FAX 5388-1406

❖ 育児休業制度

　「育児・介護休業法」に基づき、子を養育する男女労働者は、原則として子が１歳に達するまでの間で希望する期間、休業できる。

対象労働者　男女労働者（日々雇用を除く。）。一定の範囲の期間雇用者も対象となる。

期間・回数　原則として子が１歳に達するまでの連続した期間で、子１人につき１回。子が１歳を超えても休業が必要と認められる一定の場合には、子が１歳６か月に達するまで、さらに、子が１歳６か月に達した時点で、保育所に入れない等の場合には、最長２歳まで延長可能

　両親ともに育児休業を取得する場合、休業可能期間が１歳２か月までに延長される（パパ・ママ育休プラス）。

　また、妻の出産後８週間以内に父親が育児休業を取得した場合、特別な事情がなくても再度の取得が可能

手　　続　書面又はFAXや電子メール等（事業主が適当と認める場合に限る。）により事業主に申し出る。

その他の制度　①所定労働時間の短縮措置（事業主は、３歳に満たない子を養育する労働者について労働者が希望すれば利用できる短時間勤務制度を設ける義務がある。）　②所定外労働の免除（３歳に満たない子を養育する労働者が請求した場合には、事業主は所定労働時間を超えて労働させてはならない。）　③時間外労働を制限する制度（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合、原則として事業主は１か月について24時間、１年について150時間を超える時間外労働をさせてはならない。）　④深夜業を制限する制度（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が、その子を養育するために請求した場合、原則として事業主は22時から翌朝５時まで労働させてはならない。）　⑤子の看護休暇（小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者が申し出ることにより、対象となる子が１人であれば年５日、２人以上であれば年10日、半日単位で看護休暇を取得できる。）

担当課　産業労働局雇用就業部労働環境課

☎5320-4649(直通)、37-681(内線)

❖ 子育て援助活動支援事業
（ファミリー・サポート・
センター事業）

　育児の手助けをしたい人（提供会員）と手助けを受けたい人（依頼会員）からなる会員組織で、仕事と育児の両立を支援するため、会員同士で地域において育児に関する援助活動を行う。

援助内容　①保育施設の保育開始前や終了後に子供を預かる。②保育施設までの送迎を行う。③学童クラブ終了後に子供を預かる。④学校の放課後に子供を預かる。⑤冠婚葬祭や他の子供の学校行事の際、子供を預かる。⑥買い物等外出の際、子供を預かる。

※子供を預かる場所は、提供会員の自宅や児童館等、会員間の合意により決定する。

申 込 み　区市町村

51区市町で実施（平成31年１月１日現在）

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4371(直通)、32-665(内線)

FAX 5388-1406

健康

　母子の健康に関しては、各種の健康診査・保健指導・相談などが行われている。

　また、経済的に困難な母子のために、入院助産・妊娠高血圧症候群等にかかっている妊産婦への医療給付などが行われている。

　児童の医療に関しては、未熟児の養育医療、結核にかかっている児童の療育給付、小児慢性疾患の医療費助成、大気汚染に係る健康障害者の医療費助成（245㌻）、身体に機能障害があり手術等が必要な児童に対する自立支援医療（育成医療）が行われている。

　これらの医療給付では、健康保険、国民健康保険などの保険の自己負担分を公費で負担するが、世帯の所得に応じて費用徴収基準により、費用の一部を徴収する。なお、一部のものについては費用徴収をしない。

❖ 母子の健康診査・保健指導

①母子健康手帳　母と子が健康診査や保健指導を受けたとき、その都度必要な事項を記録する、母と子の健康を守る手帳。妊娠・出産の状態、乳幼児期の経過、予防接種の記録のほか、妊産婦の健康管理及び新生児の養育に当たり必要な情報などを記載。妊娠届を区市町村に提出したときに交付

②妊婦健康診査　全ての妊婦に対して妊婦健診の費用の一部を受診票により公費で負担。公費負担回数は14回。Ｂ型肝炎、Ｃ型肝炎、梅毒血清反応検査、ＨＩＶ抗体検査及び子宮頸がん検診等を実施している。超音波検査は区市町村により回数が異なる。

③乳児健康診査　３から４か月まで、６から７か月まで、９から10か月までの乳児及び経過観察の必要な乳児を対象に、健康診査・保健指導・離乳食指導などを実施。また、健康診査の結果、必要に応じて専門医療機関での精密健康診査を実施

④１歳６か月児健康診査　１歳６か月児を対象に身体発育や発達の状況などに関する健康診査、歯科健康診査を実施。健康診査の結果、必要に応じて専門医療機関での精密健康診査を実施

⑤３歳児健康診査　３歳児を対象に、健康診査、歯科健康診査、視力検診、聴覚検診、心理相談、保健指導を実施。健康診査等の結果必要に応じて専門医療機関での精密健康診査を実施

⑥新生児訪問指導　新生児を対象に、保健師や助産師が家庭訪問し、病気の予防、発育・栄養、環境、疾病等について、保護者に適切な保健指導を行う。

⑦妊産婦訪問指導　妊婦及び産後１年未満の産婦を対象に保健師や助産師が家庭訪問をして、日常生活上の保健指導を行う。

⑧母親・両親学級、育児学級　妊婦及び乳幼児を持つ母親等を対象に妊娠から産じょく期間中の身体管理及び育児に関する実際上の知識についての指導を行う。

⑨未熟児訪問指導　未熟児を対象に保健師等が家庭訪問し、保護者に必要に応じた適切な保健指導を行う。

⑩新生児聴覚検査　生後50日に達する日までの新生児を対象として、新生児聴覚検査の費用の一部を受診票により公費で負担

⑪先天性代謝異常等検査　フェニルケトン尿症等の先天性代謝異常などは、早期発見、早期治療することにより知的障害などの心身障害を防ぐことができる。保護者の希望により新生児を対象に医療機関で血液検査を実施。検査料は無料。採血料などは自己負担

⑫療育相談　身体に障害のある児童や疾病により長期に療養を要する児童を対象に専門医や保健師等による相談や指導を行う。

⑬電話相談「子供の健康相談室（小児救急相談）」　子供の健康・救急に関する相談に、看護師や保健師等が応じている。必要に応じて小児科医が対応する。

利用時間　平日18時～翌朝８時

土・日・休日・年末年始８時～翌朝８時

相談電話　☎ ＃8000(プッシュ回線の固定電話・携帯電話)　☎5285-8898

⑭SIDS電話相談　SIDS（乳幼児突然死症候群）をはじめ、病気・事故・流産・死産などで子供を亡くされた家族等の精神的支援を目的として、専門職（保健師又は助産師）及び体験者が相談に応じている。

利用時間　毎週金曜日　10時～16時（休日・年末年始を除く。）

相談電話 ☎5320-4388

⑮電話・メール相談「妊娠相談ほっとライン」

　妊娠・出産に関する様々な悩みについて、電話又はメールで看護師などの専門職が相談に応じ、内容に応じて適切な関係機関の紹介も行う。

電話 ☎5339-1133

毎日10時～22時（元日を除く。）

メール　下記の福祉保健局HP上の専用フォームから必要事項を入力して送信、24時間365‍日‍受付

ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/kodomo/sodan/ninshin-hotline.html

⑯電話相談「不妊・不育ホットライン」　不妊に悩む夫婦等及び不育症で悩む方への専門相談、精神的支援を目的として、専門のカウンセラーが相談に応じている。

利用時間　毎週火曜日　10時～16時（休日・年末年始を除く。）

相談電話 ☎3235-7455

⑰ＴＯＫＹＯ子育て情報サービス　電話及びインターネットによる情報提供サービス。「妊娠と子育て」及び「子供の事故防止と応急手当て」に関する約200項目の情報を電話及びインターネットで365日24時間提供している。情報項目の一覧を掲載したリーフレットは、保健所や保健センター等の窓口で入手できる。

ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo.jp/ kodomo/kosodate/info\_service/index.html

 ☎3568-3711

⑱乳幼児期の事故防止　乳幼児期の事故防止についての情報等をホームページに掲載している。

ホームページ

http://www.fukushihoken.metro.tokyo. jp/kodomo/shussan/nyuyoji/index.html

根拠法令等　①～⑪まで、⑬から⑰までは母子保健法、⑫は児童福祉法

問合せ　①～⑩は区市町村、⑪～⑱は福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4372(直通)、32-681(内線)

FAX 5388-1406

❖ 東京都こども医療ガイド

　子供の病気やケガ、子育ての情報が載っているホームページ

【主な提供情報】

　主に０歳から小学生程度までの子供に関する次の情報を提供している。

①症状別、病気別の基礎知識

　子供の発熱、発疹、下痢など症状に応じた対処法、風疹、とびひ、喘息など病気別の特徴や注意点などを掲載

②事故やケガの対処法

　事故を予防するための注意点やケガをしたときの対処の仕方などを掲載

③子育て情報

　子育て中によくあるお悩みや体の特徴、予防接種、健診など各種情報を掲載

④その他

　医療機関案内サービス「ひまわり」や救急相談センターなど子供の医療機関に係る相談窓口やその他相談窓口を掲載

　パソコンからもスマートフォンからも下記ホームページアドレスからアクセスができる。

ホームページ

http://www.guide.metro.tokyo.jp/

担当課　福祉保健局医療政策部医療政策課 ☎5320-4448(直通)、33-322(内線)

❖ 入院助産

入院対象　保健上入院して分する必要があるにもかかわらず、経済的にその費用を支払うことが困難な妊産婦（前年所得税額8,400円以下の世帯（一部を除く。））

援護内容　分の介助、前後の処置及び看護

費　　用　費用徴収基準額表（283㌻）のとおり負担

入院相談　福祉事務所へ。

根拠法令等　児童福祉法

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

❖ 妊娠高血圧症候群等の
医療費助成

対　　象　妊娠高血圧症候群及びその関連疾患、糖尿病及び妊娠糖尿病、貧血、産科出血又は心疾患にかかっている妊産婦であって、認定基準を満たし、母体又は胎児の保護のため医療機関に入院して治療を受ける必要のある人で次のいずれかに該当する人

①前年の所得税額が３万円以下の世帯に属する人　②入院見込期間が26日以上の人

助成内容　入院治療に要する医療保険の自己負担分（食費は自己負担）

申　　請　保健所

根拠法令等　東京都妊娠高血圧症候群等に係る医療費助成実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

 FAX 5388-1406

❖ 特定不妊治療費助成

対　　象　特定不妊治療以外の方法によっては、妊娠の見込みがないか又は極めて少ないと医師に診断された夫婦で、夫及び妻の前年の所得の合計が905万円未満の夫婦

（1）特定不妊治療に係る医療費助成

対象となる治療法　体外受精及び顕微授精

（特定不妊治療）

助成回数　①妻の年齢が39歳までに通算１回目の助成を受けた方は43歳になるまでに通算６回まで　②妻の年齢が 40歳～42歳までに通算１回目の助成を受けた方は、43歳になるまでに通算３回まで

助成額上限　１回の治療につき、治療ステージＡ20万円、治療ステージＢ25万円、治療ステージＣ及びＦ７万５千円、治療ステージＤ及びＥ15万円まで。ただし、初回の申請に限り、30万円まで（Ｃ及びＦを除く。）

（2）精巣内精子生検採取法等に係る医療費　助成対象となる手術法　知事が指定する医療機関又は知事が指定する医療機関から紹介等をされた医療機関において受けた、特定不妊治療に至る過程の一環として行われる、精子を精巣等から採取するための手術（TESE、MESA、PESA、TESA）

助成回数　「（1）特定不妊治療に係る医療費助成」の妻の助成回数の範囲内

助成額上限　当該年度又は前年度に行われた手術１回につき15万円まで、初回の手術に限り30万円

申　　請　知事が指定する医療機関において特定不妊治療を受けた後、下記担当へ郵送。

　なお、「（2）精巣内精子生検採取法等に係る医療費助成」は「（1）特定不妊治療に係る医療費助成」の申請と同時に申請することが必要

根拠法令等　東京都特定不妊治療に係る医療費の助成に関する規則

担当課

（八王子市を除く。）

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

（八王子市） 八王子市保健所

☎042-645-5162

❖ 不妊検査等助成

対　　象　検査開始日における妻の年齢が40歳未満までの夫婦

助成額上限　不妊検査及び一般不妊治療の自己負担額（上限５万円。１回限り。）

申 込 み　夫婦ともに保険医療機関において検査等を受けた後、下記担当へ郵送

根拠法令等　東京都不妊検査等助成事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

❖ 療育給付

対　　象　結核にかかっている18歳未満の児童のうち、その治療のため医師が入院を必要と認めた児童

給付内容　指定療育機関へ入院させ医療の給付を行う（医療保険の自己負担分を給付の対象とする。）とともに、学習や療養生活に必要な物品を支給

費　　用　費用徴収基準（284㌻）のとおり

申　　請　保健所

根拠法令等　児童福祉法

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

❖ 小児慢性特定疾病の医療費助成

対　　象　18歳未満の児童で、次の病気にかかっており、病状が認定基準を満たすもの。ただし、18歳に達した時点で助成を受けていて、なお引き続き医療を受ける必要がある場合は、20歳に達するまで延長することができる。

①悪性新生物　②慢性腎疾患　③慢性呼吸器疾患　④慢性心疾患　⑤内分泌疾患　⑥膠原病　⑦糖尿病　⑧先天性代謝異常　⑨血液疾患　⑩免疫疾患　⑪神経・筋疾患　⑫慢性消化器疾患　⑬染色体又は遺伝子に変化を伴う症候群　⑭皮膚疾患　⑮骨系統疾患　⑯脈管系疾患

助成内容　医療保険の自己負担分（所得に応じた自己負担あり）

費　　用　自己負担上限額表（285㌻）のとおり

申　　請　区部、八王子市及び町田市は保健所へ。市町村部（八王子市及び町田市を除く。）は各市町村所管課へ。

根拠法令等　児童福祉法

担当課

（八王子市を除く。）

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

（八王子市） 八王子市保健所

 ☎042-645-5162

❖ 養育医療の給付

対　　象　次のいずれかに該当する未熟児であって、入院して養育を受ける必要があると医師が認めたもの　①出生時の体重が 2,000㌘以下の乳児　②生活力が特に弱く一定の症状を示すもの

給付内容　未熟児を指定養育医療機関に入院させ、養育に必要な医療を給付（医療保険の自己負担分を給付の対象とする。）

申　　請　各区市町村所管課

実施主体　区市町村

根拠法令等　母子保健法

担当課（指定医療機関制度全般）

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

 ☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

 FAX 5388-1406

❖ 自立支援医療(育成医療)の給付

対　　象　18歳未満で、以下の疾病治療のため手術等を必要とし、確実な治療効果が期待される児童　①視覚障害　②聴覚・平衡機能障害　③音声・言語・そしゃく機能障害　④肢体不自由　⑤心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう若しくは直腸、小腸又は肝臓機能障害　⑥その他の先天性内臓機能障害　⑦免疫機能障害

支給内容　身体に障害のある児童が、指定自立支援医療機関において、早い時期に治療を始め、将来生活していくために必要な能力を得るために必要な手術等の医療を給付（医療保険の自己負担分。ただし、医療費の１割の自己負担あり。）

　なお、原則、世帯の住民税額（所得割）が 23万５千円未満であること。

費　　用　負担上限月額表（286㌻）のとおり

申　　請　各区市町村所管課へ

実施主体　区市町村

根拠法令等　障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

担当課（制度全般）

福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

❖ 小児慢性特定疾病児童等
自立支援事業

　慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成及び自立促進を図るため、児童及びその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う。

担当課　福祉保健局少子社会対策部家庭支援課

☎5320-4375(直通)、32-671～675(内線)

FAX 5388-1406

❖ 乳幼児医療費の助成

助成対象　６歳に達する日以後の最初の３月 31日までの間にある乳幼児（義務教育就学前までの乳幼児）を養育している者

対象除外　次のいずれかに該当する乳幼児は対象にならない。　①国民健康保険や健康保険などの各種医療保険に加入していない乳幼児　②生活保護を受けている乳幼児　③児童福祉施設（母子生活支援施設は除く。）などに措置により入所している乳幼児　④所得要件等は、この事業を実施している区市町村が決めているので、詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。

助成範囲　国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分

　なお、この事業は区市町村が実施しているので、詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。

助成方法　「医療証」と保険証を医療機関の窓口に提示し、受診する。

　なお、都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己負担分を一時立替払し、後で区市町村の窓口に申請する。

手　　続　区市町村

実施主体　区市町村

そ の 他　東京都は、市町村へ経費の一部を補助している（所得が別表（279㌻）の所得額未満のもの）。

根拠法令等　乳幼児医療費助成事業実施要綱

担当課　福祉保健局保健政策部医療助成課

☎5320-4282(直通)、32-971(内線)

FAX 5388-1437

❖ 義務教育就学児医療費の助成

助成対象　６歳に達する日の翌日以後の最初の４月１日から15歳に達する日以後の最初の３月31日までの間にある児童（義務教育就学期にある児童）を養育している者

対象除外　次のいずれかに該当する児童は対象にならない。　①国民健康保険や健康保険などの各種医療保険に加入していない児童

②生活保護を受けている児童　③児童福祉施設（母子生活支援施設は除く。）などに措置により入所している児童　④所得要件等は、この事業を実施している区市町村が決めているので、詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。

助成範囲　国民健康保険や健康保険などの各種医療保険の自己負担分

　なお、この事業は区市町村が実施しているので、詳細は、該当の区市町村に問合せのこと。

助成方法　「医療証」と保険証を医療機関の窓口に提示し、受診する。

　なお、都外や当制度による診療を取り扱わない医療機関で受診するときは、保険の自己負担分を一時立替払し、後で区市町村の窓口に申請する。

手　　続　区市町村

実施主体　区市町村

そ の 他　東京都は、市町村へ経費の一部を補助している（所得が別表（279㌻）の所得額未満のもの）。

根拠法令等　義務教育就学児医療費助成事業実施要綱

担当課　福祉保健局保健政策部医療助成課

☎5320-4282(直通)、32-971(内線)

 FAX 5388-1437

里親等

　里親制度とは、保護者がいないか、保護者がいても様々な理由から家庭で暮らせない児童（以下「要保護児童」という。）を家庭に代わって養育する制度であり、都では養育家庭（里親）、専門養育家庭、養子縁組里親、親族里親の４つに分類している。里親に対する支援として、各種研修、レスパイトケア（里親の一時的な休息）事業、児童相談所が実施する交流会、養育家庭支援員による電話相談、民間のノウハウを生かして支援を行う里親支援機関事業等を行っている。

申 込 み　お住まいの地域を担当する児童相談所に申し込み、所定の登録手続きを経て認定・登録を受け、２年ごとに登録更新手続を行う。

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4135(直通)、32-631(内線)

FAX 5388-1406

❖ 養育家庭（里親）

　要保護児童を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する。原則として、２か月以内の短期間児童を養育する短期条件付養育家庭や、他の里親が養育している児童を一時的に預かるレスパイト限定養育家庭もある。認定を受けるには、都が定める研修を受講する必要がある。

養育費等（平成31年３月現在）

①里親手当月額１人目８万6,000円、２人目以降５万5,000円　②生活費等月額６万2,640円（小学校低学年の場合）　③受託支度金４万7,620円　④医療費（受診券による受診）　⑤学校給食費等の実費　⑥進学等の修学金、支度金

費　　用　保護者は、費用徴収基準額表（283㌻）に基づき、里親への委託に要する費用を負担する。

根拠法令等　児童福祉法　東京都養育家庭制度実施要綱

❖ 専門養育家庭

　要保護児童のうち、被虐待児、障害児等を、養子縁組を目的とせずに、一定期間家庭において養育する制度。認定を受けるには、養育家庭として一定の養育経験があること等の必要な要件を満たすとともに、都が定める専門養育家庭研修を受講する必要がある。

養育費等（平成31年３月現在）　養育家庭の場合と同様（ただし、里親手当月額１人目13万7,000円、２人目以降９万4,000円）

費　　用　養育家庭の場合と同様

根拠法令等　児童福祉法　東京都専門養育家庭制度実施要綱

❖ 親族里親

　一定の要件を満たす要保護児童を、この児童の扶養義務者及び配偶者である親族が引き取り養育する。

対象となる児童　次の要件を満たす者

①現に監護する保護者が死亡、行方不明、拘禁、疾病による入院等の状態にあり、児童を養護するものがいない状態にあること。　②本制度により児童を養育しなければ、里親申込者が困窮し、生計を維持することが困難となる状況であること。

養育費等　養育家庭の場合と同様（ただし、里親手当は支払われない。）

費　　用　保護者は費用徴収基準額表（283㌻）に基づき、里親への委託に要する費用を負担する。

根拠法令等　児童福祉法　東京都親族里親制度実施要綱

❖ ファミリーホーム
（小規模住居型児童養育事業）

　一定の要件を備えた養育者の住居において、５人又は６人の要保護児童を、子供同士の相互作用を生かしつつ、家庭的な環境の下で養育する。

入所相談　児童相談所

費　　用　保護者は費用徴収基準額表（283㌻）に基づき、ファミリーホームへの委託に要する費用を負担する。

根拠法令等　児童福祉法　東京都ファミリーホーム事業（小規模住居型児童養育事業）設置・運営基準

❖ 養子縁組里親

　要保護児童を、養子縁組を目的として家庭において養育する制度。認定を受けるには、都が定める研修を受講する必要がある。養育期間がおおむね６か月程度経た時点で、家庭裁判所に養子縁組の手続を行う。

養育費等　養子縁組をするまでの間は、養育家庭の場合と同様（ただし、里親手当は支払われない。委託時の支度金は４万3,820円）

費　　用　保護者は費用徴収基準額表（283㌻）に基づき、里親への委託に要する費用を負担する。

根拠法令等　児童福祉法　東京都養子縁組里親制度実施要綱

❖ フレンドホーム

　児童養護施設又は乳児院に入所している児童を、数日間家庭において受け入れ、児童に家庭での生活を体験させる制度

申 込 み　お住まいの近くにある各施設に直接申し込み、所定の手続を経て登録する。

実施時期　学校等の休業期間など

根拠法令等　フレンドホーム制度実施要綱

施設

　児童福祉施設には、次のようなものがある。児童館・児童遊園など児童の健全育成を図る児童厚生施設（135㌻）、保護者に代わって保育する保育所（135㌻）、おおむね２歳未満で保護者のいない乳幼児及び保護者による養育が困難又は不適当な乳幼児を養育する乳児院、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他環境上養護を要する児童を養育する、児童養護施設（１歳から18歳）、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境上の理由により生活指導を要する児童の保護と指導に当たる児童自立支援施設、児童養護施設等を退所した児童などに対して相談、指導などを行う自立援助ホームがある。

　このほか、心身障害児のための施設としては、医療型障害児入所施設（肢体不自由児）(126㌻)、医療型児童発達支援センター（肢体不自由児）（127㌻）、福祉型障害児入所施設（盲児）（127㌻）、福祉型障害児入所施設（ろうあ児）（127㌻）、福祉型児童発達支援センター（難聴児）（127㌻）、医療型障害児入所施設（重症心身障害児）（126㌻）、重症心身障害児（者）通所施設（127㌻）、福祉型障害児入所施設（知的障害児）（127㌻）、福祉型児童発達支援センター（知的障害児）（127㌻）、福祉型・医療型障害児入所施設（自閉症児）（126・127㌻）などがある。

　児童福祉施設への入所は児童相談所、又は福祉事務所で受け付ける。費用は、世帯の所得に応じて費用徴収基準額表（283㌻）のとおり負担する。

❖ 乳児院

入所対象　次のような状態にある乳児及び特に乳児院にて養育する必要がある場合の就学前の幼児

①保護者のいない場合　②保護者の疾病その他の事情により、保護者による養育が困難又は不適当な場合

養育内容　精神発達の観察・指導、授乳、食事、おむつ交換、入浴、外気浴、健康診断など

費　　用　費用徴収基準額表（283㌻）のとおり負担

入所相談　児童相談所

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4136(直通)、32-655(内線)

FAX 5388-1406

❖ 乳児院の家庭養育推進事業

　乳児院の専門的な養育機能を強化し、虐待等により問題を抱える児童の心身の回復支援や保護者への育児相談を実施し、児童の家庭復帰を促進する。

　また、家庭復帰が難しい児童に対して、里親子の交流における寄り添い支援や地域交流支援等の取組を強化し、養育家庭への委託を促進する。

根拠法令等　乳児院の家庭養育推進事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4136(直通)、32-655(内線)

FAX 5388-1406

❖ 児童養護施設

入所対象　原則的に１歳以上の次のような状態にある児童

①父母と死別したり、父母に遺棄されていたり、父母が長期にわたり心身に障害があるなど、現に保護者の監護を受けられない児童

②保護者がいても虐待されている児童　③その他環境上養護を必要とする児童

養育内容　家庭的環境の中での生活・学習・運動などの指導、小学校・中学校・高等学校への通学、各種学校などへの通学（中学校卒業児童）を行い、自立を支援する児童福祉施設である。

費　　用　費用徴収基準額表（283㌻）のとおり負担

入所相談　児童相談所又は福祉事務所

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4122(直通)、32-651(内線)

FAX 5388-1406

❖ 養護児童グループホーム

　児童養護施設に入所する児童のうち６人程度の児童を施設から独立した家屋において、家族的雰囲気の中で養育する制度。施設分園型49ホーム、地域小規模型78ホーム、小規模グループケア地域型ホーム25ホーム（平成31年４月現在）

根拠法令等　東京都養護児童グループホーム制度実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4122(直通)、32-653(内線)

FAX 5388-1406

❖ 専門機能強化型児童養護施設

　専門的ケアが必要な児童に対し、手厚い支援を行うための体制を整備した児童養護施設を「専門機能強化型児童養護施設」と指定し、適切な支援を行うことにより児童の社会的自立の促進を図る（平成31年４月現在　43か所指定）。

根拠法令等　東京都専門機能強化型児童養護施設制度実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4122(直通)、32-653(内線)

FAX 5388-1406

❖ 連携型専門ケア機能モデル事業

　都立児童養護施設（石神井学園）において、生活支援・医療・教育を一体的に提供する「連携型専門ケア機能」の試行を行い、虐待による重篤な症状を持つ児童等に対する支援を充実する。

根拠法令等　連携型専門ケア機能モデル事業実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4134(直通)、32-657(内線)

FAX 5388-1406

❖ サテライト型児童養護施設

　施設不在区市等に都市型の新しい形態の施設として、複数のグループホームや法人型ファミリーホームを近接に設置し、児童養護施設本園に準じた機能を付加して、ホーム職員の手厚い支援・育成を行うとともに、地域の社会的養護の拠点機能を併せ持つ「サテライト型児童養護施設」を設置し、家庭養護及び家庭的養護の推進を図る。

根拠法令等　東京都サテライト型児童養護施設制度実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4122(直通)、32-653(内線)

FAX 5388-1406

❖ 児童自立支援施設

　児童自立支援施設は、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び家庭環境その他環境上の理由により生活指導を要する児童を入所させ、又は保護者の下から通わせて生活指導、学習指導、職業指導等を通じて心身の健全な育成及び自立支援を図る児童福祉施設である。

費　　用　費用徴収基準額表（283㌻）のとおり負担

入所相談　児童相談所又は福祉事務所

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4550(直通)、32-658(内線)

FAX 5388-1406

❖ 自立援助ホーム

　中学を卒業後、就職することにより児童養護施設等を退所した児童等に、生活指導等を行うことで社会的に自立するよう援助する施設

対　　象　中学校卒業後、児童養護施設等を退所し、就職をする20歳未満（大学等就学中の者は22歳の年度末）までの児童等で、自立のための援助を必要とする人

援助内容　①職業や生活についての相談、指導　②入所児童の生活指導と勤務先との調整　③企業等の理解を求め、職場の開拓をすること。

費　　用　各ホームで設定した寮費（食費、光熱水費等の実費）及び費用徴収基準表（283㌻）のとおり負担

利用相談　児童相談所

根拠法令等　児童福祉法

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4550(直通)、32-658(内線)

FAX 5388-1406

❖ 地域生活支援事業
（ふらっとホーム事業）

　施設等を退所した者が社会に出た後に、就労でつまずいたり、生活上の悩みを抱えたりした場合に、気軽に利用できるよう、就職等の相談ができる場や、同じ悩みを抱える者同士が集える場所を提供し、必要に応じて支援することによって、地域での生活を安定的なものとすることを目的とする。

対　　象　児童養護施設退所者等

援助内容　児童福祉や就労支援に精通したスタッフを配置し、ソーシャル・スキル・トレーニング、相談支援、就職活動支援、生活支援等を行うことにより自立を支援するとともに、退所した者同士が集まり、意見交換や情報交換・情報発信等を行えるような場を提供する。

根拠法令等　地域生活支援事業（ふらっとホーム事業）実施要綱

担当課　福祉保健局少子社会対策部育成支援課

☎5320-4550(直通)、32-658(内線)